

## 用語集

### ①公共下水道

公共下水道とは、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠(地下の水路)である構造のものをいう』(下水道法第2条第3号)。

### ②農業集落排水処理施設

農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。処理形態は公共下水道とほぼ同じ。

### ③合併浄化槽

合併処理浄化槽は、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水をそれぞれの家庭できれいに浄化し、側溝などに排水する設備

### ④水洗化人口

水洗化人口とは、下水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口

### ⑤ストックマネジメント

ストックマネジメントとは、「施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、LCC(ライフサイクルコスト=施設の取得から維持管理・使用終了までにかかる費用)を低減するための技術体系及び手法」

### ⑥ダウンサイ징

ダウンサイ징とは、規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること。

### ⑦汚水処理原価

汚水処理原価とは、汚水処理費(公費で負担すべき経費を除く=雨水整備に係る経費等)を年間有収水量(使用料徴収の対象となる水の量)で除したもの。

## ⑧経費回収率

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則。したがって、経費回収率は、下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえる。

## ⑨一般会計

会計区分について

一般会計	市税や国県の補助金などを財源として、教育や福祉の充実、道路・公園の整備などの市の行政サービスを行う会計。
公営企業会計	経営に伴う収入を財源として、経営の費用に充てることが原則とされる会計(独立採算制の原則、例. 上下水道、病院)。

## ⑩繰入金

一般会計(市税収入を主な財源として行政の基本的事業に使う会計)から、下水道事業の公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費。

### ○基準内繰入金

総務省が定めた基準(雨水排除費用、汚水処理費用のうち水質規制や高度処理など公共的役割を担う部分)に合致した経費などに充てられる繰入金

### ○基準外繰入金

基準に合致しない例外的な繰入金。基準外繰入金は下水道使用料などの収入で経費を回収しきれない場合等に発生。

## ⑪経営戦略

経営戦略は、下水道事業などの公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的(10年)な経営の基本計画。現在、人口の急激な減少等に伴うサービス需要の大幅な減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっている。

## ⑫社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う道路、港湾、治水、下水道、海岸、都市公園、市街地整備、住宅及び住環境整備等といったハード事業、およびソフト事業の幅広い取組みに対して、国が支援する交付金。